

平成 25 年度における公共工事の入札・契約制度について

1 制度見直し

(1) 最低制限価格及び調査基準価格に係るランダム係数(α)の見直し

最低制限価格及び調査基準価格の算出の際には、電子入札システム上で無作為に抽出したランダム係数 (α) を用いていますが、この範囲を見直します。

◆最低制限価格及び調査基準価格の算出式

予定価格の 10 分の 9 から 10 分の 7 の範囲内で次の式により算出します。

(直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×ランダム係数(α)

- ア 最低制限価格におけるランダム係数(α)の範囲
現行 : 0.995~1.005 の範囲で無作為に抽出
見直し後 : **1.000**~1.005 の範囲で無作為に抽出
- イ 調査基準価格におけるランダム係数(α)の範囲
現行 : 0.995~1.005 の範囲で無作為に抽出
見直し後 : **廃止**

(2) 現場代理人の工事現場への常駐義務の緩和措置の拡大

工事請負契約約款第 11 条に規定する現場代理人の常駐義務について、緩和措置を拡大します。
詳細については、必ず [「現場代理人の常駐義務の緩和措置の拡大について \(お知らせ\)」](#) をご確認ください。

<主な変更点>

ア 現場代理人の兼任ができる要件の緩和

- ・「管内もの」「一本もの」の区別をなくし、適用金額を原則 2,500 万円未満とします。
 - ・合計金額が 2,500 万円未満の場合、3 件の兼任を可能とします。
 - ・適用金額について、建築工事が含まれる場合は 5,000 万円とします。
(技術者の施工現場への専任配置についても建築工事は、5,000 万円以上とします。)
- ※ただし、応急対応を要する工事など、一部兼任が認められない工事があります。

イ 工事現場への常駐を要しない期間の規定

- ・工事請負契約を締結した日から実際に現場に着手する日の前日までの期間
- ・約款第 21 条の規定に基づき工事の全部の施工を一時中止している期間
- ・工場製作を含む工事請負契約であって、工場製作のみが行われている期間
- ・工事完成届が提出された日から工事完成検査が完了するまでの期間

※ ア、イいずれについても、工事監督課が同一であり、かつ、監督員と常に携帯電話等により連絡をとれる体制が確保されている工事が対象となります。

2 試行継続

入札ボンド制度の試行継続

平成 24 年度に引き続き、入札ボンド制度の有効性を検証するため、予定価格が概ね 5,000 万円以上の入札案件を対象に、試行を継続します。

【入札ボンド制度】

(1) 目的

金融機関等による事業者の財務状況等の審査を経て発行される入札ボンドの提出を求めることにより、不良不適格事業者や、経営力に比べて過大な入札参加をしようとする者の排除を図ることを目的としています。

(2) 内容

入札参加者に、入札ボンド、入札保証金等（税込の入札金額の 100 分の 5 以上）の提出を求めるものです。

入札ボンドには、次のものがあります。

- ・金融機関の入札保証
- ・損害保険会社等保険会社による入札保証保険
- ・金融機関又は保証事業会社による契約保証の予約

担当：財政局契約第一課
電話（671）2244・2246